

○北九州工業高等専門学校外国人留学生規則

平成2年10月11日 規則第4号

改正 令和6年1月11日

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州工業高等専門学校学則第43条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「留学生」とは、高等専門学校において教育を受ける目的をもって入国し、本校に入学を許可された者をいう。

2 「短期留学生」に関し必要な事項は別に定める。

(入学)

第3条 留学生は、原則として第3学年に入学を許可する。

(外国人留学生指導教員)

第4条 留学生に対する学習及び生活指導を行うため、外国人留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、外国人留学生受入コース長（以下「受入コース長」という。）の推薦に基づき、校長が任命する。

(安全保障輸出管理)

第5条 留学生に係る安全保障輸出管理は、独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第120号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理実施要領（令和4年8月1日理事長裁定）の定めるところによる。

(チューター)

第6条 留学生の学習上の援助及び日常生活について助言するため、チューターを置く。

2 チューターは、学生の中から受入コース長の推薦に基づき、校長が委嘱する。

3 チューターは、必要に応じて指導教員に連絡し、その指導を受けるものとする。

(国費外国人留学生の検定料等免除)

第7条 国費外国人留学生については、検定料、入学料及び授業料については徴収しないものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年10月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月28日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年1月11日から施行し、令和4年8月1日から適用する。